2　前項の規定により引き続き追加動物取扱業を営むことができる場合においては、その者を当該追加動物取扱業を営んでいる事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、その長）の法第十条第一項の登録を受けた者とみなして、法第十九条第一項（当該登録の取消しに係る部分を除く。）及び第二項、第二十一条、第二十三条第一項及び第三項並びに第二十四条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

環境大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男
内閣総理大臣　野田　佳彦

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年一月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第九号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百四条第二項及び附則第十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第六号及び第二項第五号並びに附則第十三条第七号中「五十万円」を「五十五万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の規定は、平成二十四年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十三年度分までの保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

省　令

○総務省令第四号

住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十六第一項及び第四項並びに第三十五条の規定に基づき、住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月二十日

総務大臣　川端　達夫

住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令

住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第百十三号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の次に四条を加える改正規定を次のように改める。

第四十四条の次に次の六条を加える。

（通称の記載及び削除に係る申出書の記載事項）

第四十五条　令第三十条の二十六第一項に規定する総務省令で定める事項は、氏名、住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別並びに令第三十条の二十六第一項に規定する通称（以下「通称」という。）として記載を求める呼称が国内における社会生活上通用していることその他の居住関係の公証のために住民票に記載されることが必要であると認められる事由の説明とする。

2　令第三十条の二十六第四項に規定する総務省令で定める事項は、氏名、住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別とする。

（外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合の読替え）

第四十六条　法第三十条の四十五に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）に係る住民票に通称が記載されている場合におけるこの省令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条第三項第二号	氏名	氏名及び令第三十条の二十六第一項に規定する通称（以下この条から第二十七条の二までにおいて「通称」という。）
第二十一条の二第二号及び第七号並びに第二十七条の二第二号及び第七号	氏名	氏名及び通称
別記様式第1及び別記様式第2	氏名	氏名／通称

（在留カードに代わる書類等）

第四十七条　法第三十条の四十五及び令第三十条の三十第一項に規定する総務省令で定める場合は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。次項において「入管法等改正法」という。）附則第七条第一項に規定する法務大臣が中長期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この項において「入管法」という。）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）に対し、出入国港において在留カード（入管法第十九条の三に規定する在留カードをいう。次項において同じ。）を交付することができない場合とする。

2　法第三十条の四十五及び令第三十条の三十第一項に規定する総務省令で定める書類は、入管法等改正法附則第七条第一項の規定により、後日在留カードを交付する旨の記載がされた旅券とする。

（中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例）

第四十八条　法第三十条の四十六に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第三十条の四十六に規定する中長期在留者等で、住民基本台帳に記録されていないものが新たに市町村の区域内に住所を定めた場合

二　日本の国籍を有しない者（法第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者を除く。）で、住民基本台帳に記録されていないものが法第三十条の四十六に規定する中長期在留者等となった後に転入をした場合

（外国語で作成した文書への訳文の添付）

第四十九条　法第三十条の四十八又は第三十条の四十九に規定する世帯主との続柄を証する文書で外国語によって作成されたものについては、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。